

平成25年度第2回函館市男女共同参画審議会会議録

開催日時	平成25年11月25日 月曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階 第2会議室
議 題	(1) 会長および副会長の選出について (2) 平成24年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について (公開) (3) 小・中学生向け男女共同参画啓発誌について (公開) (4) その他 (公開)
出席委員	塗 政江 会長 川端 和雄 副会長 宮越 忍 委員 荒木 知恵 委員 高木 康一 委員 松田 貞子 委員 鶴ヶ崎 徹 委員 千葉 美奈子 委員 小泉 正勝 委員 岩山 静枝 委員 (計10名)
欠席委員	阿部 菜穂美 委員 安達 尚史 委員
傍聴者	1名
事務局 出席者 職氏名	市民部長 大竹 教雄 市民部次長 五十嵐 陽子 市民・男女共同参画課長 本吉 孝年 主 査 高橋 志央里 主事2級 板垣 友理絵

司 会	<p>皆様、こんばんは。本日はお忙しいところご出席いただきまして、ありがとうございます。私は、本日司会を務めます、市民・男女共同参画課の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから、平成25年度第2回函館市男女共同参画審議会を開会いたします。</p> <p>開会にあたり、市民部長の大竹教雄から、ご挨拶を申し上げます。</p>
大竹部長	<p>皆様、こんばんは。あいにくの天気のところ、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。</p> <p>函館市男女共同参画審議会の開催にあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げたいと存じます。</p> <p>皆様には、日頃より、市政の推進にご理解とご協力をいただきまして、心から御礼を申し上げるところでございます。</p> <p>このたびの審議会委員就任にあたりまして、推薦委員の皆様には、それぞれの所属団体から、4名の方が以前に引き続き、また4名の方が新たに推薦をいただき、ご多忙にもかかわらず、委員をお引き受けいただきました。</p> <p>また、任期満了に伴いまして、公募委員の募集をしたところ、4名の方に応募いただき、委員をお願いすることとなりました。</p> <p>また、委員の皆様には改めて感謝申し上げますとともに、これからの2年間、よろしくお願いいたしますを申し上げます。</p> <p>さて、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されまして、地方公共団体におきましても、条例の制定や基本計画づくりなどが着々と進められております。</p> <p>本市におきましても、平成10年に、男女共同参画推進のための基本計画であります「はこだてプラン21」を策定いたしました。平成17年には、「函館市男女共同参画推進条例」を制定いたしまして、この条例に基づき、男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、この審議会を設置いたしまして、このたび、5期目となりますが、スタートしたところでございます。</p> <p>当審議会では、これまで、平成20年の第2次基本計画「はこだて輝きプラン」の策定にあたりまして、委員の皆様には、計画内容の審議や答申をいただいたほか、計画の推進状況や本市の男女共同参画の取り組みについてご意見をいただくなど、本市における男女共同参画の施策の推進において、重要な役割を担っていただいているところでございます。</p> <p>今後におきましても、皆様のご意見を賜り、男女共同参画の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、お力添えのほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>結びとなりますが、今回、12名の委員のうち、8名の方が変わりましたが、皆様には、新たな視点で、忌憚のないご意見・ご提言をいただき、本市の男女共</p>

同参画社会の実現に向けて、特段のご高配を賜りますよう心からお願い申し上げます。ご挨拶いたします。本日はどうもありがとうございます。

司 会

本日の会議の出席状況ですが、委員12名中、10名の方が出席されております。委員の半数以上の出席となりますので、男女共同参画推進条例施行規則第12条第7項の規定により、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

この会議は、原則公開であります。

今日は1名の傍聴の方が来ております。

なお、会議録を公開いたします関係上、マイクを使用してご発言下さいますよう、お願いいたします。

それでは、初めに、資料の確認をさせていただきたいと思っております。

本日配布いたしましたのは、次第、名簿、座席表、参考資料の女性登用率の推移、女性センターの平成25年度業務概要、平成25年度版女性センターご利用のしおり、平成25年度女性センター講座募集案内、情報誌「マイセルフ」50号、そして、先日、郵送させていただきました、平成24年度「はこだて輝きプラン」施策の進捗状況の資料と、小・中学生向け男女共同参画啓発誌の資料になります。よろしいでしょうか。

本日は、委員改選後、初めての審議会となりますので、委員の皆様を紹介させていただきます。

皆様ひとことずつ自己紹介いただければと思います。

それでは、宮越委員からお願いいたします。

宮越委員

函館市小学校長会より参りました、高丘小学校校長の宮越忍と申します。昨年の4月から委員を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いたします。

司 会

塗委員です。

塗委員

函館行政評価分室行政相談員の塗と申します。今回で2期目になりますが、何分私本当は普通の主婦業をやったので、みなさんと考え方や視点がちょっと違うかもしれませんが、よろしくお願いたします。

司 会

荒木委員です。

荒木委員

函館弁護士会の弁護士の荒木と申します。弁護士としては、大体4年目を満了して5年目に入るところかな、というところでございます。函館弁護士会には現在4名の女性会員がおります。全体としては50名弱の会員がおります。その4名の女性会員で、女性弁護士としては南では上ノ国や松前あたりから、北では黒松内ですとか島牧・寿都あたりまでが函館弁護士会の管轄になっております。

これまでおそらく男性の弁護士がずっと担っていただいていたと思うんですけども、おそらく女性の弁護士も増えてきたということで、今年度は私が担当させていただきますことになりましたので、どうぞよろしくお願いたします。

司 会 高木委員です。

高木委員 北海道教育大学の高木です。今回からこの会に参加させていただきます。よろしくお願ひします。

司 会 松田委員です。

松田委員 松田貞子でございます。町会連合会のほうから参りましたので、初めてでございますので、よろしくお願ひいたします。

司 会 鶴ヶ崎委員です。

鶴ヶ崎委員 渡島総合振興局で環境生活課長をしております、鶴ヶ崎と申します。男女平等参画行政を担当しております。平成23年度から委員を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

司 会 川端委員です。

川端委員 公募で応募しました川端です。何分昔の人間でなかなかこの男女参画というものをこれからも勉強していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

司 会 千葉委員です。

千葉委員 千葉美奈子と申します。よろしくお願ひします。公募で今回初めて参加させていただくことになりました。私はフリーランスでライターの仕事をしているのですが、女性センターのほうで親子向け講座の講師の活動もさせていただいています。自分自身も今1歳から6年生まで5人の子どもの子育て中ということもあり、こういった男女共同参画のことについて色々勉強させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

司 会 小泉委員です。

小泉委員 年金生活者です。小泉と申します。3年前に男女共同参画課の一般公募で全国大会に行かせていただきました。そのこともありまして、興味があつて参加させていただきました。お願ひいたします。

司 会 岩山委員です。

岩山委員 岩山静枝と申します。私は人権擁護委員をしております。基本的人権の尊重という観点からの啓発活動、それから相談活動を毎日行っております。また、私は北海道の人権擁護委員会でDV防止ということで青少年のデートDV防止の教材作り、プロジェクトチームを立ち上げてまして、その教材作りにも関わつて参りました。ですからこの審議会にも非常に興味がありまして、私も時間がとれましたので、公募という形で参加させていただきました。どうぞよろしくお願ひいたし

ます。

司 会

ありがとうございました。では、次に事務局職員を紹介いたします。
市民部長の大竹です。

大竹部長

大竹です。よろしくお願いします。

司 会

市民部次長の五十嵐です。

五十嵐次長

五十嵐です。よろしくお願いします。

司 会

市民・男女共同参画課長の本吉です。

本吉課長

本吉です。よろしくお願いします。

司 会

主事の板垣です。

板垣主事

板垣です。よろしくお願いします。

司会

最後になりますが、本日司会を務めます高橋です。以上、事務局職員でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議題にはいりますが、会長が決まるまでの間、市民部長に進行をお願いいたします。

大竹部長

それでは、会長が決まるまでしばしの間、司会を務めさせていただきます。本日は、改選後初めての審議会ということで、会長が選出されておられませんので、議題1「会長および副会長の選出について」、私の方で議事を進めさせていただきます。

男女共同参画推進条例施行規則第12条第2項により、会長と副会長は、委員の互選により定めることとなっておりますが、どなたかご推薦などございませんか。

宮越委員

今までのご経験から、塗委員を会長にご推薦したいと考えております。よろしくお願いいたします。

大竹部長

ただいま、前回から引き続き委員をされております、塗委員にお願いしてはどうかのご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

異議なしと認めますので、それでは、塗委員を会長に選出するという事によろしいですね。

それでは、決まりましたので、この後は、会長を議長として、審議会を進めてまいりたいと存じます。塗委員、どうぞご着席をお願いいたします。

司 会

それでは、塗会長は、どうぞ、会長席へお移りください。

塗会長 では、次に副会長の選出に入りたいと思います。どなたか推薦等ございますでしょうか。

では、推薦等がないようですので、事務局案として何か提案いただけますでしょうか。

事務局 (課長) 事務局といたしましては、会長が女性の方ですので、できれば副会長さんのほうは、男性の方でお願いしたいと考えております。また、今まで公募の方から会長、副会長に選出された方もございませんので、できれば公募の方でお引き受けしていただけるようでしたらお願いしたいと考えております。以上です。

塗会長 事務局から、男性の方で、できれば公募の方ということでご提案がありましたので、いかがでしょうか。どなたかご推薦いただけないでしょうか。

川端委員 公募の川端です。こうやってみますと、私が最高年齢者のようですので、もし皆様のご了承を得られたら、私はその任に就いても良いと思っておりますが、いかがでしょうか。

塗会長 川端委員が、副会長を引き受けていただけるということですが、皆様ご異議なければ拍手をお願いいたします。

それでは、川端委員お願いします。

副会長の席へお願いします。

司 会 会長、副会長が決まりましたので、それぞれ、一言ご挨拶をお願いいたします。塗会長、お願いいたします。

塗会長 塗と申します。先ほども申しました通り、この会議でこの席につくまでに、私のやってきたことといたら、学校でPTAの関係をやって、それからたまたま町会長のお願いがあって婦人部長をちょっとの間やったんです。その間に行政相談員をやってくれないかというお話がありまして、そこで行政相談員になりました。そのうちに行政相談員のベテランの方から、私に代わりなさいと命令的に言われて、みなさんと同じこの席につくようになったんですけれども、本当に勉強、勉強なんです。女性と男性が、いかに同じに、対等にこれからの社会を築いていくのが大事なんじゃないか、お互いに意見が言えて、理解し合える世界を作っていくべきじゃないかということを、ここでどんどん推進していかなければならない。そのための意見の交換会なので、これからも皆さんの経験、それからこれからの未来を築いていく子ども達のこと、それから今ある現実、男性も女性も不便なところがそれぞれあると思います。そこを皆さんで話し合ってください。よろしくお願いします。

司 会 ありがとうございます。それでは、川端副会長、お願いいたします。

川端副会長 公募で副会長に、あつかましくも手を挙げたんですが、私は小さい町会ですけれども町会長を22年やっています。駒場町なんですが、駒場小学校の評議委員

や、深堀中学校の校外生活委員とか、色々なことに顔を出して、色々な方面の意見を聞いたりして、町会活動や在宅福祉等の役に立つような勉強をしているつもりなんですけれども、男女参画のことは全然素人なものですから、不行き届きなことがあるかと思えますけれども、よろしくお願ひいたします。

塗会長

それでは、議事を進めてまいります。

議題2『平成24年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について』ですが、事務局から、説明願ひます。

事務局
(課長)

それでは、「はこだて輝きプラン」の施策の推進状況について、説明をさせていただきますが、着席のまま説明いたしますので、ご了承下さい。

今回は、審議会の委員の改選が行われましたので、はじめに、男女共同参画について、これまでの流れなどについて、若干ご説明したいと思います。

男女共同参画については、国際的な動きとして、国連が1975年（昭和50年）を「国際婦人年」とすることを宣言したことで、その後、世界的な動きとなっております。

日本では、昭和60年に、男女雇用機会均等法が制定され、女子差別撤廃条約の批准を得て、平成3年に育児休業法、平成11年には、男女共同参画社会基本法が制定され、その翌年に、「男女共同参画基本計画」が制定されています。

そして、平成13年に内閣府に男女共同参画局が設置され、平成17年に第2次、平成22年に第3次の男女共同参画基本計画が制定されております。

一方函館市では、平成8年に教育委員会に「女性課」を設置して、この年に、男女共同参画社会に向けた「市民意識調査」を始めております。その後、平成10年に現在の輝きプランの前身であります「男女共同参画基本計画～はこだてプラン21」を策定しました。

平成13年には、教育委員会所管の「女性課」を市民部に移管して、「男女共同参画課」を設置しまして、昨年度に市民課と統合し、現在の「市民・男女共同参画課」となっております。

また、市では平成17年4月に「函館市男女共同参画推進条例」を施行し、平成20年3月には、第2次男女共同参画基本計画「はこだて輝きプラン」を策定したという流れになっております。

以上、これまでの流れについて、簡単に説明をいたしました。

それでは、議題2の平成24年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について資料に基づき、説明させていただきます。

審議会開催のご案内時に事前に配付いたしました『はこだて輝きプラン』施策の推進状況の冊子をご覧くださいと思います。

この報告書は、輝きプランに掲げる施策の取り組み状況を把握しまして、今後の事業推進の指標とするため、プランの体系に沿って平成24年度の事業実績を取りまとめたもので、毎年このように取りまとめております。

まずはじめに、1ページをお開き願ひます。ここには、「はこだて輝きプラン」の体系図として、3つの基本目標と、その目標に沿う10の推進の方向、そして、全部で29の主要施策を記載しております。

次の、2ページから4ページは、主な事業の概要を記載した、総括表となっております。

次に5ページですが、「はこだて輝きプラン」の数値目標と、指標項目の一覧を掲載しております。一番上には、計画期間内の平成29年度末までに、各種審議会委員への女性の登用率を、30%にするという、数値目標を記載しております。

数値目標は、この一つですが、その下に、数値の動向で進捗状況を把握するための、指標項目をそれぞれ掲載しております。

次に6ページから23ページまでですが、基本目標に対する具体的な取り組み状況について、記載しております。

基本目標、推進方向、主要施策ごとに一覧を作成しておりますが、事業実績の内容が他の施策と重複しているものにつきましては、(再掲)と記載しております。

こちらの具体的な取り組みの内容の説明につきましては、申し訳ございませんが省略をさせていただきます。

次に、24ページから29ページまでは、当プランの数値目標および指標項目の推移を記載しております。

ここでは、数値目標と指標項目について、これまでの数値を示して、動向がわかるようになっておりますので、ひとつずつ説明をしたいと思います。

最初に24ページ上段に記載しております各種審議会委員への、女性の登用率でございますが、この計画期間の平成29年度までに、30%とすることを目標としておりますが、ご覧のように、平成20年度から平成24年度までは、登用率はほぼ横ばいの状況でございます。

また、この登用率の推移につきましては、国や北海道と比較し、グラフにしたものを本日資料として配付しております。

こちらのほうは国や道と比較しても、登用率は低い状況となっております。

このため、昨年度秋の審議会でもご説明させていただきましたが、平成24年度から、各種審議会等委員への女性の登用促進策として、市民・男女共同参画課が、担当の人事課と連携しまして、各種審議会等の所管課に出向いて、直接、女性登用の取り組みについて説明し、協力を依頼した結果、こちらの資料にはございませんが、平成25年4月1日現在では、22.5%となっております。取り組みの効果が出ているところでございます。

現在も、各所管課への説明をしておりますし、今年度4月から開始した「函館市女性人材リスト」の登録者への各種審議会の公募情報の提供も併せて行っておりまして、目標達成へ向けて継続的に働きかけていこうと考えております。

次は、指標項目として、目標値は定めておりませんが、数値の動向によって進捗状況を把握することにしております。

24ページの中段をご覧くださいと思います。

基本目標の1「人権尊重と男女平等の意識づくり」についてです。

(1) 男女平等の視点に立った、教育・学習の充実で、社会全体における男女の地位が平等であると感じている人の割合でございますが、こちらは、5年毎に行っております、「男女共同参画に関する市民・事業者意識調査」での結果です。

この意識調査については、直近では、平成23年度に行ったところですが、この数値と比較しながら、ご説明したいと思います。

こちらの数値は、平成23年度の数値ですが、12.4%でした。

少しずつではありますが、男女が平等であると感じている人は、増えてきてい

ることがこちらの数値でわかると思います。

次に、(2) 男女の人権尊重意識に立った暴力の根絶でドメスティック・バイオレンス被害の割合と、被害者が誰にも相談しなかった割合ですが、直接経験したことがあるという、女性の割合は、平成23年度の調査では、15.1%で、数値的には前回より少し下がっております。被害に遭ったことを、誰にも相談しなかったと答えた人の割合ですが、平成23年度は、40.2%となっており、前回、前々回と比較して減ってきていることがわかります。

これは、DVについての認識が、市民に周知されてきたものではないかと思えます。

しかし、意識調査の中で、誰に相談しますかとの問では、友人や知人が一番多く、次いで親族で、行政や民間などの専門機関に相談したケースは、前回よりも減っているという結果でした。

このため、今後におきましても、相談機関の周知のため、積極的な啓発活動を行っていかねばならないものと考えております。

次に25ページの、DV被害による緊急一時保護件数ですが、24年度は60件で、これまで、年間50～60件程度で推移しております。民間のNPO法人ウィメンズネット函館で57件、民生事業協会で3件の一時保護がございました。

次の「セクシャル・ハラスメントの被害の割合」は、13.9%で、調査のたびに、少なくなっております。

しかし、相談をしなかった割合は、48.4%でした。

被害は減少してきておりますが、まだ半分近くの人が、相談をしなかったわけですから、まだまだ、潜在化しやすいことがわかると思います。

次は(3)の男女平等意識の啓発の固定的な役割分担を肯定する人の割合でございますが、「男は仕事・女は家庭」というように、男性、女性の役割を決めてしまうことを、固定的役割分担意識と言いますが、これを肯定する人の割合です。

今回の調査では、賛成・どちらかといえば賛成と肯定している人は、33.9%でした。また、反対・どちらかといえば反対と否定している人は、31.8%でした。

次に26ページ、基本目標の2「あらゆる分野への男女共同参画の促進について」でございますが、(1)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、市の職員の管理職における女性の割合についてですが、平成24年度では女性の登用率が、9.0%となっております。

平成20年度から、約9～10%くらいの数値で推移しておりますが、25年度の人事異動では、女性管理職の登用が積極的に行われましたので、11.9%となっており、次年度の推進状況調査では、数値の推移が見られると思います。

次は、小中学校における女性の校長と教頭職の割合です。

24年度では校長職は小学校で5名、中学校で4名、教頭職が小学校で6名、中学校で5名、合計20名となっております。前年度は合計17名でしたので、前年度より3人増えております。

次に27ページでございますが、(2)雇用等の場における男女共同参画の促進で、女性従業員配置の考え方については、平成23年度での事業所での調査結果で、「性別にかかわらず、個人の能力に応じ人員配置を行っている」と答えた事業

所の割合が、48.0%でしたので、性別にかかわらずに、配置している事業所が多くなったことがわかります。

次に、(3) 多様なニーズを踏まえた就業環境の整備で男女別基本給の額の平均ですが、平成24年度では、男性が231,244円、女性が194,815円で平成23年度と比べると、男性も女性も給与が下がっている状況となっております。

次に、(4) 地域社会等への男女共同参画の促進ということで、町会・自治会等における女性役員の割合ですが、町会に関わっている女性の方で、役職に付かれている方は、多くいると思いますが、会長職となると、なかなか難しいようで、まだ少ない状況でございます。平成24年度は7名で3.7%ですが、最新の数値でいきますと、5名増えまして12名で、11月現在で6.3%となっております。

次に28ページの(5) 男女共同参画の拠点施設の機能充実、女性センター各種講座への男性参加割合でございますが、平成24年度は、前年より、男性の参加者が増えております。

なお、平成22年度から、増え続けておまして、24年度は226名と平成20年度以降最も男性参加者の人数が多くなっております。

女性センターの各種講座につきましては、本日資料としてお配りしておりますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

次に、基本目標の3「多様な生き方が選択できる環境づくり」ですが、(1) 少子高齢社会における男女の自立支援で、育児休業制度と次の介護休業制度に関する規定の設置率ですが、どちらも平成24年度は前年度から数値が下がっている状況です。

小規模な事業所などは代替えの従業員を雇うまで至らないものと考えます。

次の29ページの(2) 生涯を通じた男女の健康支援の「若年層(10代)の人工妊娠中絶数」では、平成23年度の、114件から12件減少して102件となっておりますが、10代の中絶数は、なかなか減らないという状況です。

以上が「はこだて輝きプラン」の施策の推進状況でございます。

どうぞ、よろしく申し上げます。

塗会長 今の説明に関して、ご意見、ご質問等をお願いします。

小泉委員 各種審議委員の達成率、パーセンテージが出ていましたけれども、これは比較的、一般公募をすれば、女性の方向何名、男性の方向何名、団体から推薦されたものは女性の方向何名、というふうに比較的女性の登用率が高くできる数字だと思うんですが、私は3年前に、先ほど申しました、全国男女共同参画大会でびっくりしたんですけども、女性のパワーがすごいある。その時の基調講演が、今もそうですけれども、仙台市長の奥山恵美子さんですね、この方が基調演説しまして、その人が女性であるが故にだと思えるんですが、しかも全国男女共同参画全国大会で1万2千人くらいの、参加者だったんですけども、仙台市の女性の管理職の登用率をずっと述べていたんです。こういう役職にこういう女性をつけてますと。男性から反対があった防災対策にも女性をつけております、と申し上げてたんです。

今聞いていてね、女性の登用率書いてあるんですけども、ただ聞いていれば
そうか、と思うんですけども、なにも沢山数字は要らないんですけども、函
館市はこうだけど、よその都市との比較はどうか、という数字もちょっとほ
しい、という感じが致しました。余計な感じですけども、全国男女共同参画大
会で一般公募で参加したことによる、審議委員になると思っておりませんでした
ので、詳しい数字は書いてきてないんですけども、その男女共同参画全国大会
では女性がすごいパワーだった。

今日は五十嵐さんが次長職で、幹部になられていますけれども、あなたが悪い
っていうわけではないんですけども、最も男女共同参画の象徴たるものである、
男女共同参画課長も女性でいいのではないかと。そういう感じがするわけです。
あなたが悪いというのではないですよ。誤解がないようにね。女性の登用は、こ
こで決める問題ではなくて、あなたたちが決める問題ではなくて、市長が決める
問題なんでしょうけれども、女性登用率の、課長職の役職が少ないんじゃないか
と、ちょっと比較をしてみたいのであったら、よろしくお願いします。

事務局
(課長)

今の小泉委員からのご意見ですが、こちらは24年度の報告書ということで、
当市の数値しか載っておりませんが、今までそのようにやってきましたが、当然
他都市との比較ということも必要、大切だということもありますので、報告書自
体にはなかなか載せられないかもしれませんが、今後こういう数値を、皆さんに
お示しする時に、例えば他都市の状況、動向、数値等を比較できるような資料を
お示ししたいというふうに思います。以上です。

塗会長

その他ございませんでしょうか。

岩山委員

25ページの、男女の人権尊重意識に立った暴力の根絶 ということ、相談
しなかった割合が減っているということで、改善の方向にあるというふうな経過
に聞こえたんですが、実際に被害にあっている人が相談できないということが、
実際にあるので、この調査はどのような形で、されているというか、どのような
形で行っているのか知りたいと思います。

塗会長

事務局をお願いします。

事務局
(課長)

岩山委員からのご質問ですが、暴力の方は、24ページの下のほうになります
が、よろしいですか。

岩山委員

40.2%ですね。ごめんなさい。

事務局
(課長)

DVの関係だったんですけども、相談できなかった割合なんですけれども、
こちらは市民の意識調査というものを5年に1度行っておりまして、直近では2
3年度ですけども、市民意識調査のほうは、調査票を、住民基本台帳のほうか
ら、無作為に抽出しまして、市民の方2,000件に送付しております。そのう
ち、今回の23年度調査でいきますと、回答数が756件、回収率37.8%、
女性が423名、男性が319名、性別無回答14名という、こちらの皆様から
いただいた調査票を基にまとめたものになっています。以上です。

岩山委員 実は私は去年、ウィメンズの方のボランティアをしばらくしていたんですが、本当にひっきりなしに電話がかかってくる状態で、こんなに忙しいんだっていうのを実感としてあったものですから、これが下がってきているのが、ちょっと不思議な感じがしたものですから質問させていただきました。ありがとうございます。

塗会長 その他、ございませんでしょうか。ご質問、ご意見ございませんか。なければ次に進めさせていただきます。

それでは、議題3『小・中学生向け男女共同参画啓発誌について』とありますが、事務局からお願いいたします。

事務局 (課長) 次に、議題3の「小・中学生向け男女共同参画啓発誌」についてご説明いたします。一番始めに配付しておりました、資料をご覧くださいと思います。

まず、はじめに、資料の1ページをご覧くださいと思います。

まず、経過でございますが、小・中学生向けの啓発誌につきましては、男女共同参画の啓発の一環として、平成13年度から、作成・配付を始めまして、平成17年度の男女共同参画条例の施行に伴い、条例の啓発を合わせた内容に改訂し、小学3年生と中学1年生に毎年配付しているものでございます。

この啓発誌の配付につきましては、当審議会で、ただ配付するだけで、授業などで取り上げられてないのでは、というご指摘もございましたし、また、平成24年度の市内部の事業仕分けでも啓発誌の活用状況や効果の検証が必要との指摘がございました。

このことから、小学校・中学校にご協力を頂きまして、アンケート調査を実施し、その結果を基に、今年度春に開催しました第1回目の審議会で今後の方向性を協議して頂きましたところ、配付は今後も継続して欲しい、配付学年も現状のままでもいいが、内容は、学年にあったものに改訂したほうがよいというご意見をいただきました。

この皆様の意見を踏まえまして、当課で改訂案を作成しましたので、今回事前に委員のみなさんに配付したものでございまして、後ほど、ご意見をいただきたいと思っております。

次に今後のスケジュールでございますが、12月の下旬から中旬には改訂版の内容を確定し、業者へ作成発注をし、委員のみなさんにお示したあとで、来年1月下旬ころ、3学期が始まるころには、各学校へ配付を依頼する予定でございます。

次に2ページをお開き願います。小学生版の変更点のポイントですが、「あなたとわたし」が小学生版で、「YOU&ME」が中学生版で、こちらも事前に改訂案として送付してましたが、見ていただいているかと思っております。

まず、小学生版の改訂のポイントですが、1つ目として男女共同参画について、わかりやすく説明する、小学校3年生に合ったような形にする。

それから職業の欄ですが、実際に携わっている人のインタビュー記事を掲載する。資料の5ページになりますが、こちらに実際にそういった職業に携わっている人のインタビュー記事を掲載する。

また、条例については、最終ページに集約して載せています。現行のものも、参考として委員の皆様へ配付しておりましたが、現在のもは、条例を啓発するために、条例の基本理念に沿った形で構成し作成しておりましたが、それに拘らず、できるだけわかりやすいものにする、ということに関連しますが、条例については、最後に集約して載せたものです。

こちらが主な変更点のポイントでございます。

下の枠の中には、アンケート意見を抜粋したもの、また、次のページには、前回の審議会で委員のみなさんからいただいた意見を集約したものを記載しておりますので、参考としていただければと思います。

次に資料の4ページをお開き願います。

中学生版の変更点のポイントですが、まず1つ目は、小学生と同じですが職業について、実際に携わっている人のインタビュー記事を掲載する。

それから自分のライフステージを考える項目を追加しました。こちらは4ページの「考えてみよう」という項目になっております。

3つ目は、こちらも小学生版と同じですが、条例については、最終ページに集約して載せる。

4つ目ですが、デートDVの項目については、中1で扱うことが適しているかは、学校判断によるという学校からの意見もございましたが、生徒の意見では初めて知ってこれを学んで良かったという意見もありましたので、そのまま掲載しました。

小学生版と同じく、その下の枠の中には、アンケート意見を抜粋したもの、また、次ページには、前回の審議会で委員のみなさんからいただいたご意見を集約したものを掲載しておりますので、参考としていただければと思います。

次に資料の6ページをお開き願います。

啓発誌のタイトル案ですが、今までは、小学生版が「あなたとわたし」中学生版が「YOU&ME」でしたが、これにサブタイトルをつける案と、タイトル自体をほかのものにする案を考えましたので、みなさんからご意見をいただきたいと思ひます。

以上が「小・中学生向け男女共同参画啓発誌」についてでございます。

どうぞ、よろしくお願ひします。

塗会長

それでは、今の説明に関して、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

小泉委員

小学生向け、中学生向けの冊子、あるいはアンケートですけれども、大変分かりやすく、親切で、これだけ集めるのに時間もかかるでしょうし、分かりやすくとにかく素晴らしいです。私思うんですけれども、これはこれでももちろん大事ですし、私は78歳で、妻は夫に従えという、そういう時代に育った人間ですから、できるだけ大人に近い子どもたちへのアンケートというか、冊子も必要ではなかったかと思うんですよ。小・中学生ももちろん良いんですけれども、高校生ならなお、男女共同参画に関するこういった冊子を配ることによって理解が深まるのではなからうか、とちよつと思うんですけれども。

事務局

小泉委員からの、冊子の配付の学年、中学生ではなく、例えば高校生への配付

(課長) はどうかということなんですけれども、こちらは平成13年度から始めまして、小学3年生と中学1年生ということでやってきまして、その配付学年についても、審議会の場でご意見をいただきながらやってきたものでございまして、今まで高校生で、というようなご意見がなかったものですから、今回も改訂するにあたって、どの学年がふさわしいのかを協議していただいたんですけれども、このまま継続して配付したほうが良い、ということで、やってきているものです。以上です。

千葉委員 この冊子見させていただきました。すごく私も分かりやすく、よくまとまっている、という印象を受けました。やはり色んな考え方があると思うんですが、性別に関係なく、自分も他人も大切に、という考えや、男女を完全に平等に、というのは難しいんですけれども、性差とかありますから、その違いを理解して協力していくということは、やはり小さい時から、小学生の頃から考える機会を持ったほうが良いと思いますので、少しずつ、男女の差を意識しだしてくる中学年、3・4年生ぐらいににこういった考える機会を持つことは良いことだと思っております。

小学生のほう、全体見まして、同じような意見が他にもあったかもしれないんですが、やはり男女共同参画のテーマが、カバーする分野がすごく広いので、全体的に分かりやすいんですけれども、3年生くらいの子がこれを読むと、結局何を訴えられているのかイメージがしにくいのかな、という印象を受けました。

あと、すごく分かりやすいものであっても使われないというのはすごく残念、使われないケースもあるというのがすごく残念だなと思うんですけれども、やはりこれを取り上げるとなると、簡単に1時間でするような内容とかではないので、それなりに授業の時間を割く形等になってくると思うと、学校との協力、連携が必要になるのかなと思います。

事前の資料を読みまして、学校の授業として取り入れる必要がない、予定がないけれども配付してほしいという意見もあったんですが、なかなか家庭に配付されても、親子で、それを元に色々勉強できる機会がある家庭ばかりでもないと思います。どうしても他の沢山の手紙に溢れちゃったりとか、あると思いますので、やはり作った上で、何かしらの形で、学校の授業の中で活用していくのが良いんじゃないかと思いました。

塗委員 学校の専門家の方はどうですか。宮越先生お願いします。

宮越委員 先ほど本吉課長から、事業仕分けで検証ということでアンケートを行い、そのことでやはり、学校側として、先生方が授業を行い、多くの学校で使っていただけたのは事実だと思います。私も13年に始まりましたので、自分が受け持った学年で、子どもたちに読みながら授業で説明したこともあるんですけれども、やはり忙しいものですから、皆が皆使えなかった時もあると思います。しかし、やはり昨年度で小・中学校ともそこは認識されました。それで、これからも、何らかのアンケートがあると良いと思います。また、毎年配付されることは先生方も分かっていますので、いろいろな学校はあると思いますが、教育課程という計画の中に1時間、何とか位置づけられないかと思います。本当にこれは大変良いことです。去年、高丘小学校の3年生もとても勉強になっていて、いろいろな感想

を書いていました。本当に良かったと思っています。

もう一つ、別件なんですけれども、タイトル案のことです。よろしいでしょうか。

事務局
(課長)

はい。

塗会長

お願いします。

宮越委員

サブタイトルということ、より狙いがはっきりと伝わると思うんです。本当に良いことだと思うんですが、私は、この一番最後の6ページのところを見させていただきまして、タイトル案の一番下にあるのが一番良いと思ったんです。どうしてかという、自分だけではなく、他者として、あなたが自己実現するんだよ、ということをお私に大切に訴えていると思うんです。しかし、上の方を見ると、「自分らしさをみつけよう」「自分らしさを大切に」とあります。他者との関係というのがサブタイトルの中でちょっと感じられないのではないかというふうに思いました。男女の区別なく一人一人を大切にという、この函館市の男女共同参画推進条例の一つ目にもそれがありますから、他者との関係をすごく大切にすることでお私は一番下の「大切に 自分らしさと その人らしさ」というのが良いかと思ひ、言わせていただきました。

塗会長

ありがとうございます。では、事務局お願いします。

事務局
(課長)

まず啓発誌の、今回の配付の時期がこれから3学期になると説明したんですけども、これも前からご意見をいただいております、もっと早い時期に、例えば年度の当初のほうに配付できると、学校のほうでもカリキュラムに組み込めるという意見もありましたので、宮越委員からもありました、投げかけや、アンケートはまた時間がかかるので時をみて調査しようと思っておりますし、何とか授業のほうに使っていただくというのは、今年度は改訂期になりますが、来年度からは配付時期をもっと早い時期にし、学校の授業でも使っていただけないかどうか投げかけていきたいと思っております。

また、タイトル案のほうは、今宮越委員から、一番下のものが良いのではないかというご意見をいただきましたので、他にご意見等なければ、こちらで進めたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

塗会長

それでは、いかがでしょうか。サブタイトル案、宮越委員のおっしゃった、「大切に 自分らしさと その人らしさ」というタイトルが良いんじゃないかというご意見でしたが、皆さんご賛同いただけますでしょうか。

荒木委員

タイトル案なんですけれども、「その人らしさ」の”その人”，というのは、どなたを指しているんでしょうか。自分以外の人間という趣旨なんですか。

事務局
(課長)

そうです。また、こちらはタイトル案ということで、タイトル自体を変えてしまおうかということもあったんですけども、今のご意見は、こちらをサブタイ

トルにしておしまおうというご意見でよろしいですか。

宮越委員 はい、そうです。

事務局
(課長) 分かりました。

塗会長 私ちょっと気になったんですけれども、荒木委員のご質問は、「その人らしさ」の”その”というのが両方にとらえられるんじゃないかということでお聞きになったんですよね、きっと。

荒木委員 そういう趣旨だったんですけれども、「その人らしさ」というのが、私は何だろうと思ったので。

塗会長 このところをもうちょっとはっきりならないかな、って。

荒木委員 タイトルが「あなたとわたし」になっているので、「わたしらしさ あなたらしさ」でもいいのかなと思ったんですが。その人という言葉を使うのではなく。

塗会長 そのほうがはっきりしますよね。

事務局
(課長) 分かりました。では、元々タイトルがありますけれども、こちらのサブタイトルをつけるということで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

塗会長 それではサブタイトルを「大切に 自分らしさと あなたらしさ」が良いんじゃないかということ。

荒木委員 後者を「あなた」にするのであれば、たぶん「わたしとあなた」のほうが。

塗会長 「わたしらしさ」ですね。

事務局
(課長) 併せた形で、「あなたとわたし」にサブタイトルをつけるということでいきたいと思えます。

塗会長 いかがでしょうか。ご賛同いただけますでしょうか。いただけましたら拍手をお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、そのように事務局お願いします。その他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

鶴ヶ崎委員 あまり、細かい話をこの場で申し上げるのが適切かどうかというところもあるのですが、私も千葉委員と同じ意見でして、この改善案で分かりやすくなったのだろうか、ということです。

前回の審議会で、私が申し上げましたことは、この冊子について、何故子ども

たちから「わかりづらい」という回答が出てきたのか、と考えた時に、どうしてこの文脈でこれが出てくるのかが分かりにくいからではないか、と申し上げたのですが、その時の言い方が漠然としすぎていて恐縮ですが、要するに、函館市男女共同参画推進条例の第3条に定められている基本理念に書いてあることと、ここに書いてあること、特にそれぞれの8ページに書いてあることが、はたしてリンクしているのか、同じ趣旨を書いているだろうかとの疑問を感じます。私の読み方が悪いのかもしれないのですが、この冊子、ずっとこういう表現をしているのかもしれないので今更ですが。

この条例について、函館市さんは「函館市男女共同参画推進条例のあらまし」というパンフレットを出しておられるのですが、このパンフレットに書いてある、この基本理念の説明が非常に分かりやすいのです。この第3条の基本理念をそのまま非常に分かりやすく言い換えるとうなる。

しかし、この冊子を読むと、基本理念の趣旨がかなり違ったものになってしまっているから、これは男女共同参画の考え方を推進するための冊子なんだというように読めないところがある。だから、分かりづらかったのではないかということなのです。

具体的に何を言っているのか、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、例えば小学生向け8ページの「③みんなで話し合おう」の「いろいろなことを考えたり、おこなうときには、みんなが、いっしょに協力しあうことが大切だよ」。これはおそらくは条例の基本理念の第3条第3号のことを言っているのだと思うのですけれども、ここで、中学校もそうなのですが、「みんながいっしょに」という言葉を使う。普通の読み方としてですね、ここで「みんながいっしょに」と書かれていた場合に、小学生の子どもや中学生の子どもがどのように読むのかというと、「男性だけが、もしくは女性だけが、とかそういうことではなくって、男女がみんなで一緒に」という本来の意味ではなくて、ただ単に「40名いるクラスの40名みんなで一緒に参加しましょう」という、男女共同参画の観点が欠落した受けとめ方をされてしまうのではないのでしょうか。

それから、一番顕著なのが「⑥世界に目を向けよう国際社会の動きを知ろう」の部分です。この点、条例で書かれていることは、まさしくこのパンフレット、「あらまし」に書かれていること、まったくその通りでございまして、「国際社会における取組と密接な関係にある」ことから男女共同参画を推進していく。だから「国際社会における取組を踏まえながら推進していくこと」、これは道の条例でも規定されていますし、国の基本法にもニュアンスの違いはあれ同様の規定があります。ですから、ここで想定されているのは、ジェンダーギャップ指数など客観的な国際比較をして、その上で、国際社会の男女共同参画の取組や現状に照らすと、我が国や地域における取組や現状の水準はどうなのか、そのように考えることが必要だ、というのがこの条例の通常解釈だと思うのですが、この冊子に書いているのは、「世界に目を向けよう、色んな人がいて、色んな考え方があって、だけどみんな同じ人間で、一人一人がとても大切」。そういうことなのかということなのです。この条例の基本理念はそういう意味なのか。「色々な分野で活躍するためには世界に目を向けて国際社会の動きを知ることが大切」、そういう意味ではなくて、本来これは「国際社会での男女共同参画の取組をよく調べて、参考にすることが大切だよ」ということ、そういう趣旨が、この基本理念の説明ということであればふさわしいのではないかと。他にもありますけれども、この冊子が函館

市さんが考える男女共同参画の基本理念を広めよう、推進しよう、啓発しよう、というような意図を持って書かれたのであれば、よりこの基本理念に忠実な記述にしたほうが文脈的に分かりやすくなるのではないのでしょうか。

同じようなことが7ページにも言えます。ここに書かれていることは非常に良いことで、一般論としてはその通りなのですが、この冊子のこの文脈の中で、これが抜き出しされていると、「世界には、いろいろな人がいるよ」というのは、ある意味、この話の流れの中で、この男女共同参画の考え方の流れの中で唐突感があるんです。だから分かりにくい。

前回の審議会の時に申し上げたことの本意は以上のようなことでしたが、分かりにくい意見で申し訳なかったと思います。

それから最初のページに、男女共同参画の定義が書かれているわけなんですけど、先ほどのサブタイトルもそうなんですけれども、子どもに対して説明する男女共同参画の定義は、「自分らしく生きること」だけなんです。もう少し記述があってもいいと思うのですが。函館市の条例の男女共同参画の定義には「男女が、利益も責任も等しく分かち合う社会、男女が等しく利益を共有し、等しく責任を担う社会」という趣旨も規定されていて、むしろそちらのほうが重要ではないかと思われるのですが、それを捨象してしまうと、この冊子を読んだ子どもは、「男女共同参画」とは単に「自分らしくいきいきと生きる」ことに過ぎないと理解してしまうのではないのでしょうか。

あえてそうしたということであれば、何も申し上げることはないのですが、男女共同参画の定義を子どもに説明されるのであれば、条例の表現を踏まえる、ということも1つ考慮すべきではないかと思います。

中にはですね、他の自治体の作成した冊子によっては、そういった趣旨も書いてあるところもあります。函館市さんのように、「自分らしさ」ということしか書いていないところもあるのですけれども。もし今からでも再検討が可能であるなら、ご検討いただけると幸いです。失礼しました。

塗会長 事務局お願いします。

事務局 (課長) 今鶴ヶ崎委員からご意見をいただきましたが、この案を皆さんに今日お示ししまして、ご意見をいただいて、より良いものにしていくことはできます。前回の審議会で鶴ヶ崎委員からご意見いただいたものが、私どもがきちんと把握しきれていなかったというのは申し訳ございませんでした。

今回のこの改訂案について、前回の啓発誌はどちらかと言えば基本理念第3条に合ったような形で作られていて、条例が制定された後に改訂して、そのような形になっていたものですから、逆にその部分が分かりづらくなっているのかな、という部分もありまして、それで全体の内容とすれば、きちんとその内容に沿ったものではないような形に改訂した、という経緯があります。ただ、今、鶴ヶ崎委員が言われました通り、最終ページは、条例の部分、基本理念6つを並べて集約したと、先ほどご説明しましたが、その部分で、先ほどご意見いただいた通り、確かに、「みんないっしょに」という部分が分かりづらい、というご意見も理解できますので、今の鶴ヶ崎委員のご意見を踏まえまして、もう一度、私どもも全体を通して、そういった案があれば、再考したいと思います。

塗会長 よろしいでしょうか、鶴ヶ崎委員。その他にご意見は。

高木委員 よろしいですか。

塗委員 はい、お願いします。

高木委員 今回の鶴ヶ崎委員の分かりにくいという問題も指摘されていましたが、僕はこの、改訂案のほうの、中学生向けの1ページ・2ページが、「男女共同参画が実現した社会とは」というところで、下の2つの点で、「地域では」「家庭では」という意見がありますけれども、男女共同参画のイメージはその前のページに、先ほど鶴ヶ崎委員がご指摘されていたみたいで、男性女性の差がなく、あるいは自分らしさをもって社会に参画するとか、先ほどの宮越委員の言葉にも出てきた自己実現を追求するにあたっては、性差に基づく差別があってはならないとか、特定の固定観念があってはならないとか、自らの人格を形成して、陶冶していくプロセスにあってそうした弊害があるとか、自ら決定するチャンスが奪われているのはおかしいんだ、ということ自体はその通りだと思うんですけども、ただ、そうした男女参画ができる社会をイメージするにあたって、地域に積極的に参加した結果何で男女共同参画ができるかどうかとか、あるいは家庭で家事を分担することによって、何故自己の人格が形成されたりとか、自己実現が図られるのか、というのはこれはちょっと不明確だと思いますね。

それから、いやらしい言い方をすれば、地域に積極的に参画しましょう、ということを手相に求めること自体が特定の生き方や考え方を主張しているとも、いやらしい言い方をすれば言えなくもないだろうし、家庭のあり方は千差あって、多様なあり方があるから当然ですから、これは家庭の中では家事をしない子どもがいたって、それは決して悪いことではなくって、様々な家庭がある、様々な価値観があって、様々な価値観を持った人々から社会が構成されている、ということ的前提とするならば、いやらしい言い方をすると、これは特定の生き方や考え方を子ども達に求めているともとれるんじゃないかなと思います。

なので、今お話しした男女共同参画社会のあり方自体には何の意見もありませんので、例えば、コミュニティに参加することによってあなた方は多様な価値観を持った人と接するチャンスがあるかもしれない、その中であなた方は参画、ここは参画という言葉の定義もありますので、所詮子どもなんてこんなところにいるって参画なんてできるわけないですから、そこであなた方が参画するためにどういうことを学ぶきっかけを得ることができるかとか、例えば家庭のイメージというのは様々あると思いますけれども、一般的なイメージとは違う家庭もあるし、その中で自分を比較することによって、改めて子どもたちが自分を見直すことができる、といったことを説明してあげないと、単に家庭で家事を分担したりとか、積極的に地域の活動に参加することによって自分らしさとか自己実現が図られるというのは、ちょっと子どもたちには分かりにくいんじゃないかなと考えました。

事務局 (課長) 分かりました。高木委員のご意見も参考にさせていただきたいと思います。

千葉委員 簡単に短く言います。鶴ヶ崎委員と高木委員が仰って下さって、ちょっと胸につかえてたものがすっとした感じがしたんですけれども、やはり、すごく私を感じたのは、男女共同参画という言葉もだんだん一般的になってきて、最初のページに書いてあるような形を目指せばいいんですが、それがなかなかできない色々な個々の事情や価値観によってもできない部分もあると思いますので、ちょっと感じたのが、小学生向けと中学生向けが、少し最初のほうのページの表現を中学生のほうで難しくしたりとか、デートDVについて入れたり、という以外はほとんど一緒だと思うんです。もう少し中学生にもなると、深く、こうなんですよという今も話を聞いたんですけれども、1つの考え方を男女共同参画とはこうだ、というスタンスよりも、男女共同参画にはどういった難しさがあるとか、どういったら実現していけるかとか、もうちょっとその部分を考えられるような働きかけがあってもいいのかなと少し感じたんですけれども、少し難しいですかね。ちょっとあんまり、小学生と中学生向け、小学校中学年、3年生と中学1年生向けで、あんまり差が感じられない気もしてしまいました。

塗会長 事務局いかがですか。中学1年生向けにしてはちょっと幼いのではないかと、いうご意見ですよね。もう少し子どもたちに考えさせられるような、文面に変わってはいかがでしょう、ということだと思うんですが、いかがでしょうか。
千葉委員、具体的にありますでしょうか。具体的なご指摘をお願いいたします。

千葉委員 気になったのが、高木委員もおっしゃっていたんですけれども、自分らしく生きることを男女共同参画といいます、そこにはっきり書かれていて、そうですね、具体的に出せなくて申し訳ないんですが、ここに書かれていることは本当にもっともなんですけれども、中学生にもなると、やはり親の様々な選択とか、親とは違う、自分の家庭とは違う様々なスタイルとかを持ってきていると思うので、ちょっとこういう考え方ができるような。

例えば、一例なんですけど、自分らしさを大事にして、女性でも働きに出たいという人がいてもそれが難しい環境とか要因もあると思うんですよね。そういうのは中学生ぐらいになると、様々な環境、要因があることも分かってくると思うので、ただやりたいことを自分らしくできる社会というふうに言っても、それを可能にしていくためにどういった協力ができるかとか、そういうところがもう少しあるといいかなと思います。

例えば地域、「男女共同参画が実現した社会とは」のところは、地域も家庭も仕事も全て関わってすることができたら、本当に素晴らしいと思うんですけれども、なかなかそれができない部分とかもありますし。本当に、すべてもっともで、1つ1つそうなんですけれども、それはやはりこの中で活用の仕方によってやっもらうという、それぞれの学校や先生の活用の仕方次第、という感じですかね。

岩山委員 このような啓発誌で全てを網羅するというのは非常に不可能だと思います。ぱっと見て、とっつきやすいということが一番だと思います。最初の文言を見て思ったんですが、見た時に、これはキャリア教育かという印象を受けてしまったのですが、いろんな展開は、先生が使う時に、例えば仕事では、ということについて1つを深く掘り下げて、考える場を設けるというようにすればよいのかなと思います。

あくまでもこれは情報提供の場で、この冊子でいろんなものをというのは難しいんじゃないかなと思います。

私は、中学1年生ということですので、頭の良い子もいるんでしょうけれども、レベルを下げた形で誰でも分かりやすい、読みやすい、受け入れる内容にしてほしいと思います。今、本当に職業になかなか就けない世の中になったし、人権擁護委員なんかは本当にそういう人を見てるので、「現在の自分は」というところは、自分のイメージや、自分の将来をどんなふうにするかということを考えるのはとても大事なことで、こういうものも入れるのは良いのかなと思いますし、「自分らしく生きる」とってどんなこと、っていう項目があったり、確かに、「世界中の人と手をとりあおう」というところは、よく理解できなかった・難しかった、というふうに子どもの意見にもありましたけれども、ここの部分はちょっと、変えてほしいなと思います。

その他は、こんな感じでも良いんじゃないかな、と思いました。
以上でございます。

塗会長 ありがとうございます。その他にご意見ございますか。事務局のほうからは。

宮越委員 中学1年生ということで、先ほど千葉委員のほうからありました、内容が、ということとか、今の岩山委員のほうからありました、このままだも、色んなお子さんがいるから、ということで、本当にその通りだなと思ってお聞きしてたんですけども、中学1年生というのは、小学6年生で社会で歴史を学んだ後中学校に行ってるんですよね。そういうことも考えて、私今、先ほど鶴ヶ崎委員のほうから、函館市男女共同参画推進条例の条文のことを色々と仰っていただいて、今お聞きしながら見てたんですけども、中学生版のところに、ここなら載せてもいいなあとというところを、私今読ませていただいてたんですけども、総則の上にあるのは前文になるんでしょうか。これ函館市男女共同参画推進条例って、前にいただいてたものになるんですけども、ここの後ろの部分、推進条例が全部載っているんですが、その上の部分の、上3段落、私読みますか。

塗会長 言っていただけますか。

宮越委員 ここのところの、一番最初にまず、国際社会の取組と連動しているとか、そして函館は色んな努力を行ってきた。「しかしながら、男女の人権の尊重に関する認識がまだ十分であるとはいえず、」確かにそうだと思うんです、そして「性別による固定的な役割分担意識およびそれに基づく慣習等が存在していることから、」存在しているとやっぱり思います、「男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が必要です。」ということで、今色々取り組んでいて、ここの3段落の部分は、中学1年生でも十分理解できるし、大切な理念じゃないかなと思うんですよね。

これぐらいの、やっぱり文字がいっぱいある、それだけで見たくない、という子もいるのもやっぱり実際、現実です。なんですけれども、この中の言葉、やっぱりしかしながら、差別とかそういうことはあるから、これからより良い社会に向かって皆で叶えていきましょう、勉強していきましょう、というような言葉が中学生版にはあってもいいのかな、というふうに思いながら、色々、お聞きしておりました。以上です。

塗会長 ありがとうございます。だいたい今のところで要約されていたかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局
(課長) 皆様から色々なご意見をいただきまして、ありがとうございます。小学生版と中学生版ですが、ご指摘の通り、内容についてどちらも同じ内容で、それを小学生版は分かりやすくしている、というふうに作っているのが基本になっておりますので、それに中学生版にはデートDV、小学生のほうにはないものがあるというふうになっておりますので、単純に同じというのではなくて、今のご意見を踏まえまして、中学生版に必要な部分が、そのように宮越委員からもご意見いただいた部分で、そちらは全く同じという形ではなくて、中学生に合ったようなもので改訂のほうを考えていきたいと思っております。それから、総合的にいただきました意見について、見直させていただきたいと思っております。宜しく願いいたします。

塗委員 ありがとうございます。それでは、次へ進んで宜しいでしょうか。

荒木委員 すみません、お時間もない中で申し訳ないんですが、事務局の方にお聞きしたいんですが、このアンケート集計結果というのはいつ出たものなんでしょうか。

事務局
(課長) アンケートですか。

荒木委員 はい。この利用状況に関するアンケートです。

事務局
(課長) 集計が出た時期ですね。今年1月に配付しまして、だいたい3月末くらいまでに集計したものです。その集計結果を1回目の5月に開催した審議会に間に合うようにしました。

荒木委員 審議会に間に合うように配付したという趣旨ですね。

事務局
(課長) はい。そしてご意見を、アンケート結果を示してご意見をいただいて、それを踏まえて今回案を作成したということです。

荒木委員 私、前年度委員じゃなかったものですから、ちょっと確認だけさせていただいたかったんですが、その事業仕分けの関係で、ちゃんとこれが利用されているのか、これをやる必要があるのか、という意見があるということでこのアンケートしたんですね。そのアンケートを見ると、小学校はかなり、78.7%ぐらい利用していただいているようですが、中学校では30%ちょっとぐらいの利用状況だということだったんですけれども、その前年度のこの委員会、審議会、先ほどのようなご説明によるとそのまま配付も今後継続するし、内容もちょっと追加をしてということで承認してということだったんですが、その中学校の利用状況の低さとか、これは特に問題にならなかったのかとか、その事業仕分けとの関係でちゃんと説明がつくことなのか、それがどうかと思ったのですが。問題なく進むということ、その事業仕分けとの関係も問題ないということなんですか。

事務局
(課長)

確かに小学校のほうでは、授業でも取り入れられている傾向で、当然配付もされています。中学校は、配付はされている、ということなんですね。なかなか授業では取り上げられない、カリキュラムとの関係もあると思うので、そういうこともあるんですけども、そういったこと全部踏まえまして、例えば、小学校版だけでもいいのかなということも考えたんですけども、こういったことも、ご意見をいただいた中で、同じ学年、例えば学年をずらすとか、例えば中学校だけでどこかで配付するとか、小学校だけで、という方法もあったのかもしれませんが、このまま継続していただきたいという意見があったものですから、そのまま市のほうで、ご意見の通り、内容の改訂だけという風に進めています。

あと予算も絡みますので、今年度はできますけれども、またこの結果も踏まえて、来年度に向けて予算要求していきますから、審議会の意見というのは、当然踏まえた中で、予算獲得するようにしていきますけれども、その後については、まだはっきりとは、来年度についてはこれからです。

荒木委員

今年度についてはそのように進んでいると理解してよろしいですか。

事務局
(課長)

はい。

荒木委員

すみません、新参者としてちょっと申し訳ないんですけども、委員の皆さんにご提案なんですけど、何かこういったことで、せつかく事務局の方から案を出していただいて、また色々ご意見を反映させてというふうにやっていると思うんですけど、もう少し具体的に言っていただいて、なおかつ代案を示していただいたほうが、事務局の方も次回どのような対策をすればいいのかというのが分かると思いますので、鶴ヶ崎委員がおっしゃったように、意見を言ったつもりだったんですけども、反映されていなくて、もう1回言うとか、そういったことが防げるのかなと思いますので、代案を一緒に言っていただけるほうが、スムーズになるかと思いましたので、それをちょっと、意見申し上げます。以上です。

塗会長

それでは、他にご意見ございませんでしょうか。

なければ、次に進めさせていただきますよろしいでしょうか。

それでは議題4『その他』とありますが、事務局からお願いします。

事務局
(課長)

次に、議題4の「その他」でございますが、まず、女性センターに係わってでございますが、函館市では、今月、今後の公共施設のあり方に関する基本方針に基づく「各施設の今後の方向性」の案を公表しました。

この中で女性センターは、女性の福祉の増進や教養の向上、さらには男女共同参画社会形成促進に寄与するために必要な機能でございますが、施設の老朽化が進んでおります。女性センターは昭和47年に建築されたもので、老朽化が進んでおりますことから、今後の効率的な運用、利便性の向上を図るため、類似施設であります、類似機能を有する青年センター、青年センターも昭和43年建設と、

老朽化が進んでおりますので、類似機能を有する女性センター、青年センターの統合について検討するという事で、方向性を示しました。

こちらにつきましては、女性センターを含め219施設の今後の方向性について、12月16日まで、市民の意見（パブリックコメント）を募っておりますので、市役所や各支所で応募用紙を配付しておりますし、市のホームページでもダウンロードできますので、よろしくお願い致します。

次に皆様に本日お配りしております配付資料ですが、はじめに、青の表紙、「平成25年度女性センター業務概要」です。こちらは昨年度事業概要と今年度の事業計画などを載せております。

次に、薄い黄色のこちらが、女性センターのご利用のしおりです。

次に薄水色のこちらが、女性センターの25年度後期講座、10月以降の案内となっております。

最後にマイセルフ、こちら男女共同参画情報誌でございます、毎年春と秋の2回発行しております、こちらが、9月に発行した最新号となっておりますので、ご覧いただければと思います。

以上でございます。

塗会長

皆様から、何かございますでしょうか。

なければ、それでは、以上で本日の議事を終了いたしますがよろしいでしょうか。はい、終了させていただきます。

司 会

では、以上をもちまして平成25年度第2回男女共同参画審議会を終了いたします。長い時間ありがとうございました。

閉会（19：45）